

ISHIZUCHI

令和7年(2025) Vol.336

共済だより 7月号

—ご家族でご覧ください—

鬼北町

国史跡等妙寺旧境内・奈良山等妙寺史跡公園

国史跡等妙寺旧境内は、鬼北町の山中で発見された中世の山寺遺跡です。16世紀後半に火災で焼失した旧境内は、平成3年から約30年間にわたる発掘調査と保存整備事業を経て、令和6年に歴史交流館とともに史跡公園としてオープンしました。現在は、歴史探訪や森林浴、ウォーキングなど、癒しと憩いの場となっています。

②旅する愛媛 鬼北町

CONTENTS

④ 令和6年度決算の概要

⑥ 特定健康診査受診券送付のお知らせ

⑦ 50歳台のライフプランセミナー

ライフプランステーションとFin Wingがお役に立ちます

⑧ 育児休業支援手当金等について

⑩ 令和6年度の医療費の動向について

⑫ 被扶養者の資格調査にご協力をお願いします

⑬ 9月に標準報酬の月額の見直しを行います!

⑭ 厚生労働省からマイナ保険証の電子証明書に関するお知らせ

⑯ こころとからだの健康相談

マイナ手続きポータル(年金記録の閲覧サイト)のご案内

⑰ 物資供給事業を利用してみませんか!

共済組合職員募集

⑱ 老齢年金を繰上げて受給するとき



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>



鬼の棲むまち

鬼北町

旅する/
愛媛

鬼北町

道の駅広見森の三角ぼうし
（「鬼王丸」©竹谷隆之／鬼北町）

鬼北町データ（2025年5月末現在）

面積：241.87km² 人口：8,975人

HP：https://www.town.kihoku.ehime.jp/

鬼北町は鬼ヶ城山系や成川溪谷など豊かな自然に恵まれた町です。町の中心を四万十川の最大支流である広見川が流れ、盆地にはのどかな田園風景が広がっています。日本で唯一「鬼」のつく町名にちなみ、鬼をシンボルとした町づくりが特徴です。

こんなところにも鬼が！

鬼のウォールアート

オニノウォールアート



鬼をモチーフとした壁画が店舗や倉庫の外壁に描かれ、「鬼のまち」らしさを演出してくれています。写真は近永タクシーのガレージに描かれた鬼アートで、他にも11作品のアートが町内に点在しています。鬼北町にお越しの際にはぜひ探してみてください。

☎ 0895-45-1111 ㊤ 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1（鬼北町役場企画振興課） ㊟ 8時30分～17時15分 ㊦ 土日祝、年末年始

2024年宿泊施設がリニューアル

成川溪谷

ナルカワケイコク

南側に鬼ヶ城山連峰がそびえ、木々の緑と調和した溪谷美を楽しんでいただけます。宿泊施設がネイチャーホテル・ナルカワとしてリニューアルし、溪谷の音が聞こえる離れは贅沢な空間となっています。源泉かけ流しの貸切風呂や、地元食材を生かしたフレンチディナーが大好評です。

☎ [ネイチャーホテル・ナルカワ] 0895-45-2639 ㊤ 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良 ㊟ 火曜日、水曜日 ㊦ [ホテル] 宿泊料金はホテルへお問い合わせください。[高月温泉] 大人410円 小人260円 [キャンプ場] 利用料金無料



溪谷には、地元民からも愛される高月温泉のほか、森林浴やバードウォッチングが楽しめるキャンプ場もあります。



鬼北町の歴史を散策

明星ヶ丘 ミョウジョウガオカ



日吉地区の中心部からほど近い「明星ヶ丘」。鬼北町の風習や産業を紹介する歴史民俗資料館や、民衆のリーダーとして一揆を率いた武左衛門の足跡を語り継ぐ武左衛門一揆記念館などの施設があり、地域の歴史や文化を知ることができます。

☎ 0895-44-2666 ㊦ 愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山427番地
 ㊿ 9時～17時 ㊾ 月曜日 ㊿ 入館料200円

夏に人気の避暑地

安森洞そうめん流し

ヤスモリドウソウメンナガシ



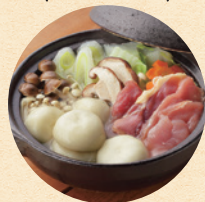
安森洞は、地元有志の方々が「水穴」を掘り進んでできた洞窟です。夏場には、洞窟の側で冷たい湧き水を利用したそうめん流しを営業しています。洞窟入り口付近のお堀では川魚釣りができ、夏の楽しい思い出作りにぴったりです。

☎ 0895-48-0830 ※営業期間中のみ ㊦ 愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松
 ㊿ 10時～16時 ※営業期間中のみ ㊾ 営業期間中は休みなし ㊿ [そうめん流し] 大人700円 小人300円 幼児200円 [釣り] レンタル竿200円/魚1匹400円

鬼北町

おすすめ ギルメ

熟成きじ



自然に近い状態で育てた雉はコクと旨味が特徴。きじ鍋、きじ焼き、きじ団子など食べ方はいろいろです。

いもたき



鬼北の秋の風物詩。さといも、鶏肉、こんにゃく、たまごなどの具がたっぷり入っており、川ガニがメニューに登場することもあります。

年間イベント情報

- 4月 夢産地グリーンフェスティバル
- 7月 せせらぎ魚っくんぐ
- 8月 武左衛門ふる里まつり
- 川上り駅伝大会
- 10月 でちこんか
- 秋祭り・鹿踊り
- 11月 富母里神楽
- 日吉秋の大収穫祭
- 12月 鬼街道駅伝競走大会
- 1月 子泣かし天狗祭
- 2月 愛ある鬼嫁コンテスト
- 3月 鬼北シクロクロス大会 in 奈良川
- 鬼北桃祭・町なかおひなさま展示
- イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

鬼北町のイチオシ

鬼北町の
グルメや体験が
盛りだくさん!



でちこんか

「でちこんか」とは、「出てきませんか?」という意味の鬼北町の方言。町民人口以上の来場者数を動員する本町最大のイベントです。名物「ジャンボきじ鍋」や、約100店舗が集まる「びっくり市」、乗馬や魚つかみ取りなど、鬼北ならではの体験がめじろ押しです。

☎ 0895-45-1111 ㊦ 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 (鬼北町役場企画振興課・教育課) ㊿ 8時30分～17時15分 ㊾ 土日祝、年末年始

令和6年度 決算の概要

令和6年度の決算が5月29日開催の第215回組合会で承認されました。

総括事項 (令和6年度末)

所属所数

市	町	一部事務 組合等	計
11	9	23	43

組合員数 22,741人 被扶養者数 15,424人

平均標準報酬月額(短期) 319,583円

短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、高齢者医療制度及び介護保険に係る資金の収納及び納付を行っています。

《医療給付関係》

財源率を106.06%に引き上げた事業計画での運営となりました。

収入総額は、掛金・負担金など134億8,385万円で、給与改定及び組合員数の増加により、前年度と比べ14億2,838万円の増加となりました。

支出総額は、保健給付・休業給付など130億3,296万円で、収入同様に組合員数及び被扶養者数の増加の影響から、前年度と比較し療養の給付が9,526万円、家族療養の給付が9,706万円増加となりました。

収支及び積立金

収入 13,483,851,982円
支出 13,032,959,557円
差引 450,892,425円(当期利益金)
利益剰余金 611,566,494円
(欠損金補てん積立金610,669,000円を含む。)

《介護保険関係》

財源率を17.00%に引き上げた事業計画での運営となりました。

収支及び積立金

収入 1,302,904,054円
支出 1,297,020,986円
差引 5,883,068円(当期利益金)
利益剰余金 15,258,410円

厚生年金保険経理

この経理では、厚生年金給付の保険料等を収納し、全額を全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付しています。

214億3,317万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

収支

収入 21,433,169,370円
支出 21,433,169,370円
差引 0円

退職等年金経理

この経理では、退職等年金給付の保険料等を収納し、全額を全国連合会へ納付しています。

14億3,654万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

収支

収入 1,436,536,426円
支出 1,436,536,426円
差引 0円

経過の長期経理

この経理では、被用者年金一元化時点で既に裁定済みであった公務障害年金給付及び公務遺族年金給付の負担金を収納し、全額を全国連合会へ納付しています。

9,440万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

収支

収入 94,399,268円
支出 94,399,268円
差引 0円

退職等年金預託金管理経理

この経理では、連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行っており、運用収入は全額を連合会へ支払います。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など1,409万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。資金運用に関する情報は、本組合のホームページで本年7月1日に公開しています。

収支

収入 14,091,974円
支出 14,091,974円
差引 0円

預託金の運用状況



業務経理

この経理では、医療及び年金の給付を行うための事務費を賄っています。

収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金など3億5,879万円となりました。

一方、支出総額は、3億4,994万円で、経費節減に努めた結果、事業計画より2,991万円の減少となりました。

収支及び積立金

収入	358,788,284円
支出	349,942,641円
差引	8,845,643円(当期利益金)
利益剰余金	271,184,846円

保健経理

この経理では、組合員及び被扶養者の健康保持・増進のため、人間ドックの利用助成事業、特定健康診査・特定保健指導及びデータヘルス事業等を行っています。

収入総額は、掛金・負担金など4億9,505万円となりました。

一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成などの厚生費や特定健康診査等費など、4億4,288万円となりました。

収支及び積立金

収入	495,052,000円
支出	442,880,082円
差引	52,171,918円(当期利益金)
積立金	675,695,750円

(欠損金補てん積立金 43,000円を含む。)

宿泊経理

この経理では、「えひめ共済会館」の経営・運営を行っています。

利用率は、宿泊75.1%、会議35.2%、会食7.3%となりました。収入総額は、施設収入など1億5,387万円、支出総額は、1億9,308万円となりました。

収支及び積立金

収入	153,872,870円
支出	193,079,824円
差引	△39,206,954円(当期損失金)
資本剰余金	1,157,626,561円
繰越欠損金	46,127,866円



貯金経理

この経理では、組合員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行っています。

貯金者数は8,815人で、組合員加入率は前年度から1.94%減少の38.76%となりました。

収入総額は、資金運用による利息及び配当金など9億1,392万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息など6億7,433万円で、経費節減に努めた結果、事業計画より5,720万円の減少となりました。

収支及び積立金

収入	913,924,984円
支出	674,325,930円
差引	239,599,054円(当期利益金)
利益剰余金	5,179,064,542円

(欠損金補てん積立金3,480,795,000円を含む。)

貸付経理

この経理では、退職等年金預託金管理経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行っています。

収入総額は、組合員貸付金利息など2,300万円、支出総額は、貸付資金の借入に対する支払利息など2,638万円となりました。

収支及び積立金

収入	22,995,300円
支出	26,381,242円
差引	△3,385,942円(当期損失金)
利益剰余金	358,161,433円

(欠損金補てん積立金87,599,000円を含む。)

物資経理

この経理では、貯金経理から資金を借り入れ、組合員の皆さまが、本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行っています。

収入総額は、指定店からの販売手数料や物資利用組合員からの立替金利息など347万円となりました。

一方、支出総額は、立替資金の借入に対する支払利息など580万円となりました。

収支及び積立金

収入	3,474,973円
支出	5,800,037円
差引	△2,325,064円(当期損失金)
積立金	47,837,496円

(欠損金補てん積立金5,650,000円を含む。)

ご家族（被扶養者）の方と一緒にご覧ください

特定健康診査受診券送付のお知らせ （特定健康診査・特定保健指導のご案内）

特定健康診査とは、本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とし、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

対象者には、順次「特定健康診査受診券（セット券）」（受診券）をご自宅（共済組合届出住所）に送付しています。

なお、特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となる方（メタボのリスクのある方）には、本組合から案内文書を送付していますので、必ず保健指導を受けていただくようお願いします。

年に1回の健康診断で のぼそう健康寿命

受診券送付対象者…令和7年4月1日時点で認定されている40歳～74歳の被扶養者（人間ドック利用者を除きます。）

受診方法……………契約実施機関や住民健診で**予約の上**、受診してください。受診時には**必ず受診券とマイナ保険証等の被扶養者としての資格を確認できるものを持参**してください。費用は共済組合が負担するため**無料**です。

（注）時間指定等がある健診機関もありますので、予約も含めて事前に健診機関に確認をお願いします。

有効期限……………**令和8年3月31日**

その他……………一部の契約実施機関では、特定保健指導対象者に健診当日の特定保健指導も無料で利用できます。

※**組合員本人**については、職場の健康診断又は人間ドックを受診するため**受診券の配付はありません**。なお、職場の定期健康診断の対象でない**短期組合員**の方で上記の対象者の要件を満たす方は、所属所を経由して受診券の交付申請をしてください。

今年度も、各種特典をご用意したい**よてつ高島屋での集団健診**の実施を予定しております。

詳細は受診券に同封のチラシをご覧ください。

開催日 令和7年9月2日（火）・3日（水） 開催場所 いよてつ高島屋

パート先等で健診を受診した方

受診券を使用せず下表の検査項目が全て含まれる検査結果の写等を共済組合に送付すると…

特定保健指導を利用した方

共済組合から送付された受診券を使用して、特定保健指導を利用し、終了すると…

それぞれ

2,000円分の図書カードをプレゼントします

共済組合の人間ドック利用助成を受ける方は対象になりません。

詳細は、受診券に同封の案内文書をご確認いただき、ご不明な点がございましたら共済組合保健課厚生係までご照会ください。

必要な検査項目

基本情報	健診日・健診機関名	肝機能検査	AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GT（ γ -GTP）
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状	血糖検査	空腹時血糖（食後10時間以上経過後）又はHbA1c又は随時血糖（食事開始から3.5時間未満除く）
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI	尿検査	尿糖・尿蛋白
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧	医師の診断	診断・診断をした医師の氏名
脂質検査	中性脂肪（TG）、空腹時以外で採血を行う場合は、随時中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール		

このページに関する問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎089(945)6318

50歳台のライフプランセミナー

共済組合では、50歳台の組合員を対象に、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプランの作成方法や家庭経済設計、健康づくりなどをレクチャーするライフプランセミナーを、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会と共同で開催しています。

今年度は下記の日程での開催を予定しています。



開催日……………令和7年10月1日(水)、2日(木)

開催場所……………えひめ共済会館(現地参集とZoomによるWEB会議形式の併用による開催)

対象者……………50歳台の組合員(現地参集のみ定員あり、応募多数のときは選考。WEB会議形式は定員なし)

参加希望者の募集方法……………8月に所属所の共済組合事務担当課(係)を通じて募集します。

資産形成が必要な現役世代から
資産運用の知識が必要な
リタイアメント世代まで

ライフプランシミュレーションと Fin Wingがお役に立ちます

■ライフプランシミュレーション

ライフプランについての様々な質問に答えることで、最短5分で未来の収支を見える化できます。

■Fin Wing

金融の基礎知識や旬な情報をコラムや動画でわかりやすく解説している野村證券の金融経済教育サイトです。
下のURL又は二次元コードからご利用ください。

https://info.nomura.co.jp/form/pub/m3/lpsim_fin



■ライフプランシミュレーション



■Fin Wing



令和7年4月1日からの 育児休業支援手当金等について

令和7年4月1日に創設された「育児休業支援手当金」と「育児時短勤務手当金」について本紙令和7年4月号(Vol.335)に掲載しました内容に一部訂正がありましたので、お知らせします。制度の概要及び請求書については、本組合ホームページに掲載していますのでご確認ください。

制度の概要
はこちら



請求書
はこちら

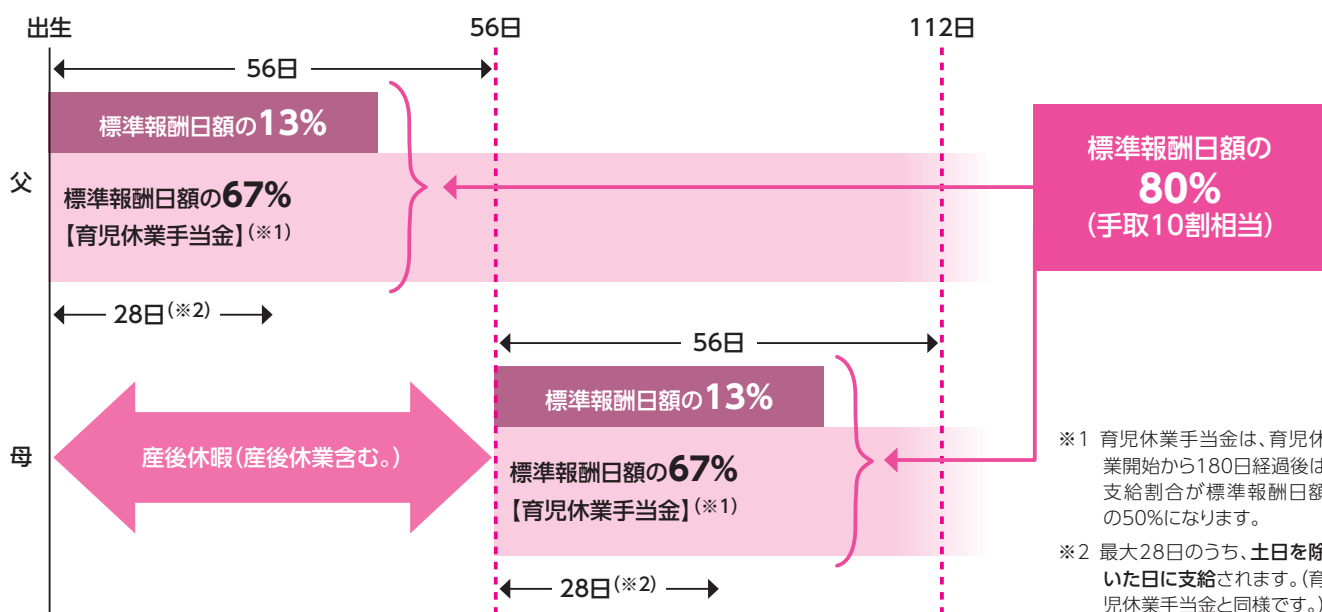


注意

- 育児休業手当金等については、同一の事由により雇用保険から給付金等を受けることができる場合は支給されませんのでご注意ください。
- 請求書及び添付書類は、「育児休業支援手当金」、「育児時短勤務手当金」それぞれ提出が必要です。所属所共済事務担当課(係)を経由して、本組合までご提出ください。
- 「育児休業支援手当金」と「育児時短勤務手当金」は請求期間経過後(請求期間の翌月以降)に支給されます。

育児休業支援手当金

令和7年4月1日以降に育児休業を開始する組合員を対象として、対象期間内に、組合員とその配偶者がそれぞれ通算して14日以上育児休業を取得した場合、**最大28日間、標準報酬日額の13%相当分が上乗せで支給**されます。



(注) 支給上限日額 2,781円(令和7年7月31日まで。毎年8月に変更されます。)

支給要件 次の①②両方の要件を満たす方に支給されます。

- ① 組合員が対象期間内に育児休業を取得した日数が通算して14日以上あるとき
- ② 当該組合員の配偶者が、組合員の子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までに、当該子について育児休業を通算して14日以上取得したとき
ただし、組合員が子の出生日の翌日において次のいずれかに該当する場合は、上記①の要件を満たせば支給されます。
 - ア) 配偶者のない者やその他総務省令で定める者である場合
 - イ) 配偶者が雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合
 - ウ) 配偶者が労働基準法の規定による休業その他これに相当する休業をした場合
 - エ) 上記ア～ウのほか、配偶者が当該育児休業に係る子を養育するための休業をすることができない場合

雇用保険加入者である
場合の取扱いについて
は、現在確認中です。

- 対象期間**
- 組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をしなかった場合(組合員が父親又は当該子が養子の場合)
出産日から起算して56日を経過する日の翌日まで
 - 組合員が当該育児休業に係る子について産後休業をした場合(組合員が母親、かつ、当該子が養子でない場合)

正

本紙令和7年4月号(Vol.335)の掲載内容に誤りがありましたので、訂正しています。

- ア) 出産予定日に出生した場合は、出産日から起算して112日を経過する日の翌日まで
イ) 出産予定日前に出生した場合は、「出産日」から「出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日」まで
ウ) 出産予定日後に出生した場合は、「出産予定日」から「出産日から起算して112日を経過する日の翌日」まで

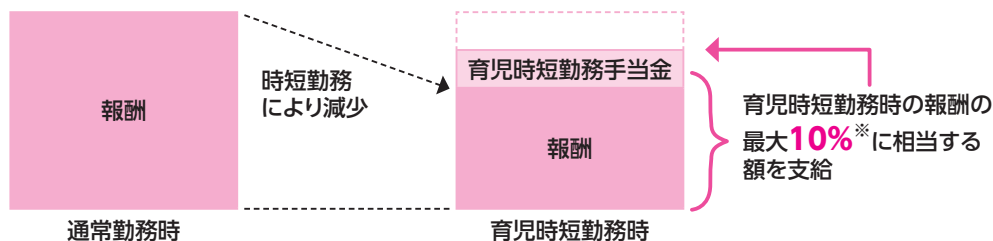
誤

本紙令和7年4月号(Vol.335)掲載内容

- ア) 出産予定日前に出生した場合は、出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日まで
イ) 出産予定日以後に出生した場合は、出産日から起算して112日を経過する日の翌日まで

育児時短勤務手当金

令和7年4月1日以降に育児時短勤務(部分休業を含む。以下同じ。)を開始する組合員を対象として、組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合に、当該支給対象月に支払われた報酬の額に最大10%※を乗じた額(以下「計算給付額」という。)が支給されます。



※支給対象月における報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額90%以上100%未満の場合は10%から一定の割合を減じた額に調整されます。また、計算給付額が最低限度額を下回る場合及び支給対象月に支払われた報酬の額が支給限度額を上回る場合は支給されません。

(注) 支給限度額459,000円、最低限度額2,295円。育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額が470,700円を超える場合は470,700円を上限として計算します。(令和7年7月31日まで。毎年8月に変更されます。)

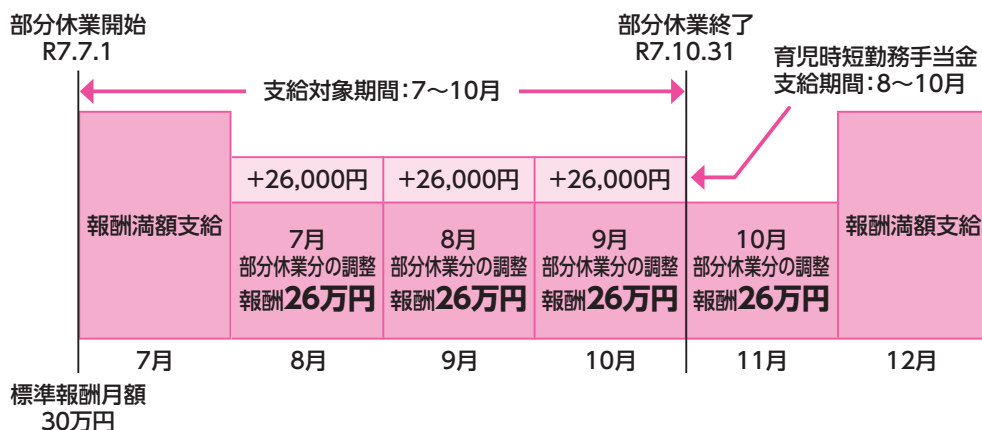
支給要件 組合員が2歳に満たない子を養育するため、育児時短勤務をして報酬が減少した場合

支給対象月 組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。)

※令和7年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短勤務されている場合は、令和7年4月1日から育児時短勤務を開始したものと同みなして要件等を確認します。

※月の途中で支給要件を満たさなくなった場合は、当該日後の育児時短勤務手当金は支給されません。なお、報酬は支給対象外の日の報酬も含めて月単位で計算して、育児時短勤務手当金を支給することになります。

〈支給例〉 育児休業から復職した後、令和7年7月1日から部分休業を開始(7月の部分休業による報酬の調整を8月に実施。以降同じ。)して10月末日で終了した場合



● 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額30万円が470,700円(上限額)以下

● 支給対象月の報酬26万円が育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額30万円の90%未満

上記のことから、計算給付額は
26万円 × 10% = 26,000円
支給対象月の報酬26万円と計算給付額26,000円を足した合計額286,000円が459,000円(支給限度額)以下
以上のことから、育児時短勤務手当金として26,000円が支給されます。

※部分休業については翌月の報酬で減額されるため、支給対象月と実際に報酬額が減額される月にズレが生じますが、あくまでも支給対象月に支払われる報酬で計算されます。

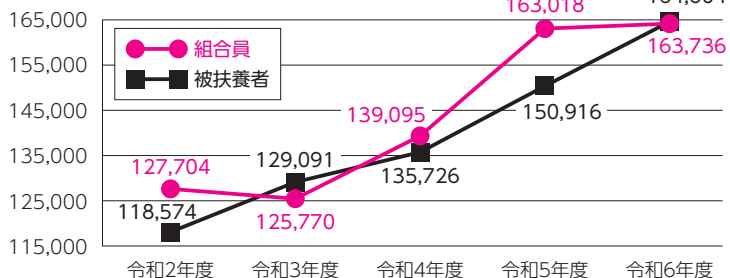
令和6年度の医療費 組合員、被扶養者ともに増加

●1人当たり医療費(医療費÷人数)

令和6年度の1人当たり医療費は、組合員が163,736円(718円の増加)、被扶養者が164,604円(13,688円の増加)でした。

それぞれの増加の要因を以下の医療費の3要素でみてみます。

1人当たり医療費の推移(単位:円)



医療費の3要素の推移

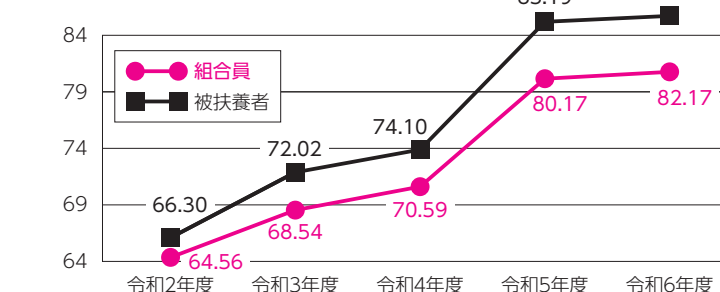
●受診率(受診件数÷人数×100)

受診率は、健康度や症状の程度、受診意識をみるための指標です。

令和6年度の受診率は、組合員が82.17%、被扶養者が86.65%となりました。

前年度と比較して組合員は2.00ポイント、被扶養者は1.46ポイントそれぞれ上昇しました。

受診率の推移(単位:%)



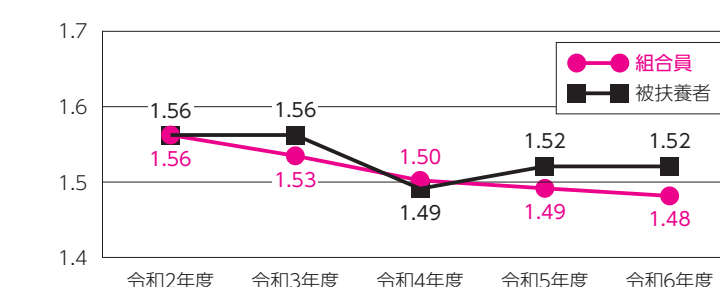
●1件当たり日数(受診日数÷受診件数)

1件当たり日数は、疾病構造や症状の程度をみるための指標です。一般的に、急性期疾患の場合は短く、慢性疾患の場合は長くなります。

令和6年度の1件当たり日数は、組合員が1.48日、被扶養者が1.52日となりました。

前年度と比較して組合員は0.01日減少しました。

1件当たり日数の推移(単位:日)



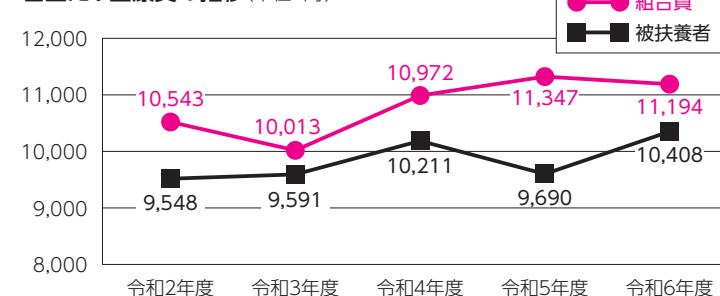
●1日当たり医療費(医療費÷受診日数)

1日当たり医療費は、1件当たり日数と同じく疾病構造や症状の程度をみるための指標です。

令和6年度の1日当たりの医療費は、組合員が11,194円、被扶養者が10,408円となりました。

前年度と比較して組合員は153円減少し、被扶養者は718円増加しました。

1日当たり医療費の推移(単位:円)



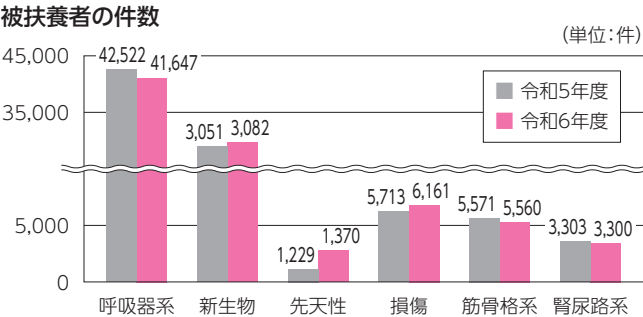
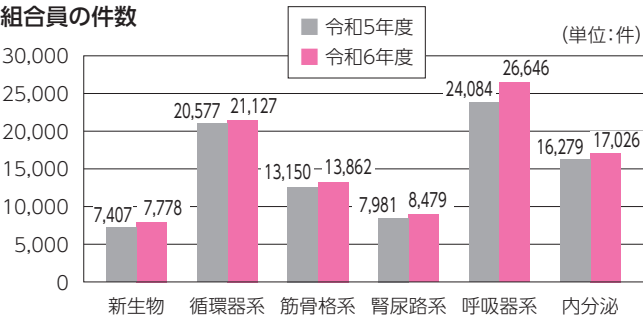
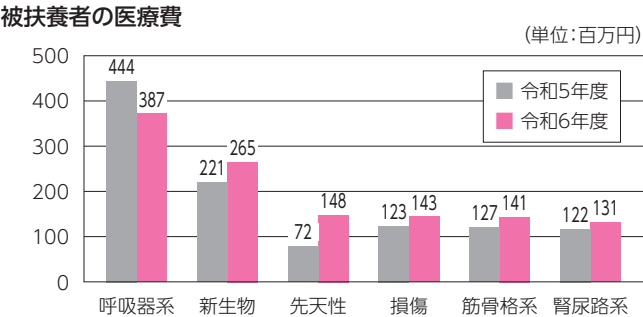
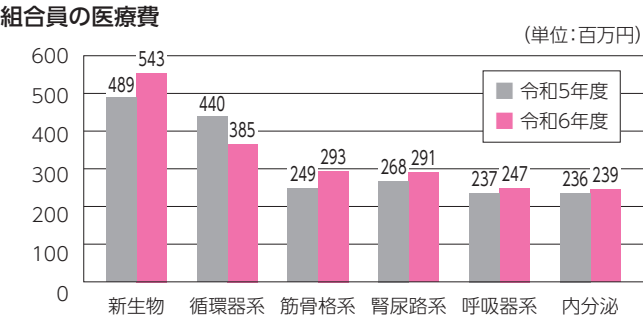
組合員の医療費は、令和2年度以降、組合員数の増加に比例して増加傾向にあります。特に、令和6年度は受診率及び1人当たり医療費が過去5年で最高値になっています。また、医療費を年齢階層別でみると20歳代が1人当たり年間約10万円に対し、50歳代になると年間約20万円、60歳代になると年間約35万円となっており、加齢に伴う疾病の増加、重症化が懸念されますので、日頃からの生活習慣にご注意ください。

本組合では、40歳以上75歳未満の方を対象とした特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に、特定保健指導を実施しています。生活習慣を見直すことは、生活習慣病の予防だけでなく、健康レベルの向上や医療費の抑制にもつながりますので皆さまのご協力をお願いします。

令和6年度病類別医療費及び件数

組合員は新生物、被扶養者は呼吸器系の医療費が1位

病類別医療費 上位6位及びその件数 (※歯科を除く)



令和6年度における組合員の病類別医療費(5年度比)は、1位 新生物(11.04%増加)、2位 循環器系(12.50%減少)、3位 筋骨格系(17.67%増加)となっています。平成27年度以降、新生物が1位となり、医療費の14.69%を占めています。

被扶養者については、1位 呼吸器系(12.84%減少)、2位 新生物(19.91%増加)、3位 先天性(105.56%増加)となっています。

一方、医療費上位の病類の受診件数をみると、組合員、被扶養者ともにほとんどの病類で増加しています。
組合員は、生活習慣病に関連する病類の多くが上位に名を連ねており、新生物(がん)、循環器系(脳血管疾患、心疾患、動脈硬化症、高血圧症)、内分泌(糖尿病、脂質異常症)がそれに該当します。

また、被扶養者については、過去15年をみると令和2年度を除いて呼吸器系が医療費・受診件数ともに1位でした。呼吸器系の主な疾患としては急性鼻咽頭炎、急性扁桃炎、急性気管支炎等(いわゆるかぜ)や、肺炎、インフルエンザ、花粉症等が挙げられます。

休日や夜間の受診は医療費に割増料金などが加算されるため高額になる場合がありますので、急病以外は、診療時間内に受診し、ジェネリック医薬品を利用するなど今後も適正受診へご協力ください。

愛媛県子ども医療電話相談(#8000)	えひめ救急電話相談(#7119)
突然、子どもの具合が悪くなった時に『応急対処の方法』や『病院を受診した方がいいか』などを看護師・小児科医師に相談できます。(相談は無料ですが、通話料がかかります。)	急な病気やケガで『病院を受診した方がいいか』や『救急車を呼んだ方がいいか』などの判断に迷ったときに看護師・医師に相談できます。
利用できる時間帯 平 日:18時から翌朝8時 土曜日:13時から翌朝8時 日・祝:8時から翌朝8時	利用できる時間帯 365日24時間対応 #7119が利用できない場合 フリーダイヤル 0120-79-7119

※電話による限られた情報に基づく相談であり、直接、状態を診て行う診断・治療ではありません。あくまでも相談される方の判断の参考としていただくためのものです。

被扶養者の資格調査にご協力をお願いします

組合員の被扶養者となっている方が、認定日以降も被扶養者としての要件(主として組合員の収入により生計を維持していること等)を備えているかを確認するため、毎年7月に「被扶養者の資格調査」を実施しています。



【調査対象者】 被扶養者全員を対象に行います。

【調査方法】 所属所の共済組合事務担当課を経由して調査を行います。

扶養手当が支給されていない被扶養者…所属所の共済組合事務担当課から組合員の方へ調査に係る書類等の配布がありますので、必要書類を整備の上、ご提出ください。

扶養手当が支給されている被扶養者……所属所において確認が行われますので、共済組合に書類を提出する必要はありません。

【提出期限】 所属所が定める期日までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

【注意事項】 扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、**要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこと**となりますので、速やかに取消手続きをお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、**医療費等について返還**していただくこととなります。

よくあるお問い合わせ 資格調査Q&A



Q1 大学生である子が、アルバイトをしています、月に1~2万円程度の収入です。この場合も給与明細書等の提出は必要ですか？

A1 就労している場合は、額に関係なく**直近**の給与明細書の写の提出が必要です。アプリなどのWeb明細の場合は、画面コピー等を提出してください。

Q2 配偶者は年金収入のみです。6月の年金送金通知書を紛失したので、源泉徴収票の提出でかまいませんか？

A2 源泉徴収票は認めておりません。紛失した場合は再交付手続き等を行い、**直近の年金額が確認できる**通知書等の写を提出してください。
なお、非課税所得とされる遺族年金・障害年金や企業年金等も年金収入に含みますので、ご注意ください。



なぜ、直近の給与明細書や年金通知書の提出が必要なの??

資格調査時点から向こう1年間の収入額を推計し、引き続き被扶養者としての要件を備えているかを確認するためです。前年の収入状況については、本人の同意を得たうえで、本組合で地方税関係の情報照会を行い確認しますので、**源泉徴収票の提出は必要ありません。**

なお、本組合が求める書類をご提出いただけない場合は、継続認定の可否が判断できないため認定取消となる場合があります。

この記事に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

9月に標準報酬の月額の見直しを行います！

組合員の皆さまの給与から毎月控除されている掛金(保険料)は、標準報酬の月額に掛金率・保険料率を乗じて算定しています。

この掛金等の基礎となる標準報酬の月額と、実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないよう、年1回決まった時期に見直しを行っています。これを「**定時決定**」といいます。

【定時決定の対象者】

7月1日に組合員である者(休業中、休職中、欠勤者を含みます。)で、次の者は対象から除きます。

- ・6月1日以降に資格を取得した者
- ・7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われる者

【定時決定の方法と有効期間】

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額の平均額(「報酬月額」といいます。)を標準報酬等級表にあてはめて決定します。決定された標準報酬の月額は、その年の9月から翌年の8月までの1年間、又は期間途中で随時改定等があった場合はその時まで適用されます。

短期組合員の方へ

長期給付(年金関係)については、共済組合の長期給付(第3号厚生年金被保険者)は適用されず、日本年金機構(第1号厚生年金被保険者)の適用となります。

時間外勤務手当、通勤手当、扶養手当など

諸手当 70,000円	諸手当 100,000円	諸手当 85,000円
給料月額 260,000円	給料月額 260,000円	給料月額 260,000円
4月の報酬	5月の報酬	6月の報酬

3か月間に受けた報酬の平均額

報酬月額 345,000円

等級表に当てはめる

標準報酬の月額

- 短期給付…第24級 340,000円
- 厚生年金保険及び退職等年金給付…第21級 340,000円

9月から適用

決定しました標準報酬の等級と月額は、共済組合からの「標準報酬決定・改定通知書」又は、所属所からの給与明細書等でご確認ください。

POINT 定時決定によって標準報酬の月額が変わると、9月以降の掛金等の額が変わります。
また、標準報酬の月額は傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来受給する年金の算定にも用いられるため、ご自身が受ける給付にも影響が生じます。



本組合のホームページもご覧ください。

よくある質問
“掛金(保険料)について”



掛金
(保険料)
早見表



この記事に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326



マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

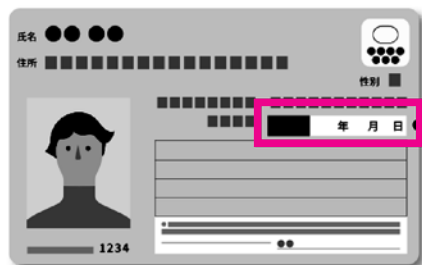
？ マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。

※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル



更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットを一通り読んだうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒



有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？



医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える

有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む

マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細は左面参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む

有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。速やかに再発行手続きをしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない

3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。

有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに再発行手続きをしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ手続きポータルのご案内

マイナ手続きポータルでは、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、ご自身の公務員期間(短期組合員期間を除く。)に係る年金加入歴・加入期間、保険料納付済額、給付算定基礎額残高履歴、標準報酬月額等及び年金見込額の年金個人情報を取得することができます。

詳しくは全国市町村職員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

※年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

※年金受給の有無にかかわらず、すでに老齢厚生(退職共済)年金の受給権発生年齢に到達している場合は、本サイトをご利用できませんのでご注意ください。

相談窓口(E-mailのみ)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

Mail:mypo_kiroku@shichousonren.or.jp

全国市町村職員共済組合連合会
ホームページへの
アクセス用二次元バーコードです▶



自動車の購入を検討されている皆さま

物資供給事業を利用してみませんか！

- 自動車などの生活必需物資の購入にあたり、立替払いを行っています。
- 返済方法は、給料天引きで、60回以内で自由に設定できます。
- 貸付事業(普通貸付)と併用して物品の購入が可能です。
(貸付事業併用で最大400万円利用可能)
- 物資指定店での購入や限度額等の条件がありますので、ご利用の際は事前にご相談ください。



立替限度額最高
200万円
年利
(変動金利) **1.8%**
(令和7年7月現在)

詳しくは、
共済組合HPを
ご覧ください。



【物資供給事業ホームページ】 <https://kyosai-ehime.or.jp/fukushi/busshi.html>

■物資指定店(取消・変更・追加)

区分	年月日	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	R7.1.9	株式会社西四国マツダ 宇和島店	宇和島市並松1丁目2-34	(0895)22-4300	自動車
変更	R7.1.14	愛媛ダイハツ販売 株式会社	新:今治店 旧:今治店/U-CAR今治	(0898)47-1300	自動車
			新:大洲店 旧:大洲店/U-CAR大洲	(0893)25-0614	自動車
取消	R7.4.1	有限会社大田自動車	大洲市柴甲1620-1	(0893)54-0111	自動車
取消	R7.4.1	中予ホンダ有限会社	松山市平和通2丁目2-7	(089)945-1551	自動二輪
取消	R7.4.1	有限会社カートピア大洲	大洲市新谷乙503-1	(0893)57-6181	自動車
取消	R7.4.1	河野商会	西条市飯岡2158-1	(0897)56-2169	自動車
取消	R7.4.1	有限会社カーピットしみず	大洲市徳森1212-3	(0893)25-4515	自動車
取消	R7.4.1	株式会社OK.G	伊予市下三谷725-1	(089)982-2258	自動車(車検含む)
取消	R7.4.1	松山自動車販売株式会社	松山市空港通2丁目12-10	(089)972-2181	自動車
取消	R7.4.1	株式会社村上モータース	松山市西長戸町405-3	(089)926-1111	自動車(車検含む)
追加	R7.5.20	株式会社新田商会	伊予郡砥部町三角9-2	(089)969-3322	自動車(車検含む)

物資供給事業についての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

共済組合職員募集

本組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を次のとおり実施します。

【採用予定人数】 若干名

【スケジュール】 第1次試験 令和7年 8月 17日(日)

第2次試験 令和7年 9月 9日(火)

第3次試験 令和7年 10月 7日(火)

【最終合格発表】 令和7年10月下旬頃

受験資格等の詳細は本組合ホームページ又はリクナビ2026をご覧ください。



本組合ホームページ

<https://kyosai-ehime.or.jp/pop/detail68>



リクナビ2026(本組合掲載ページ)

<https://job.rikunabi.com/2026/company/r466562013/>



老齢年金を繰上げて 受給するとき



退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の『老齢厚生年金』と国民年金の『老齢基礎年金』があります。

『老齢厚生年金』及び『老齢基礎年金』は原則として、組合員期間等が10年以上ある者が65歳になったときに支給されます。

昭和36年4月2日以降に生まれた方は、『老齢厚生年金』と『老齢基礎年金』を65歳になるまで受け取れませんが、60歳以降に繰上げ請求を行うことで、減額された繰上げ支給の『老齢厚生年金』を受給することができます。また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される『老齢基礎年金』の繰上げ請求と同時にする必要があります。

老齢年金の繰上げ請求

繰上げ請求による減額率＝繰上げ請求月から支給開始年齢到達月の前月までの月数×0.4%
(昭和37年4月1日以前生まれの方は0.5%)

(例) 65歳から年金を受給できる方が、60歳到達時で請求した場合



老齢厚生年金と老齢基礎年金どちらも24%減額された額を生涯受給することになります。

繰上げ請求時の年齢に応じた減額率

支給開始年齢		繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
繰上げしない場合の 開始年齢	63歳	14.4% (18%)	9.6% (12%)	4.8% (6%)	—	—
	64歳	19.2% (24%)	14.4% (18%)	9.6% (12%)	4.8% (6%)	—
	65歳	24% (30%)	19.2% (24%)	14.4% (18%)	9.6% (12%)	4.8% (6%)
分岐点※		81歳 (77歳)	82歳 (78歳)	83歳 (79歳)	84歳 (80歳)	85歳 (81歳)

※分岐点とは、通常受け取った場合と繰り上げた場合との受給する年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。

なお、分岐点には個人差がありますのでご注意ください。

※（ ）は昭和37年4月1日以前生まれの方の場合

- 一度請求すると、変更できません。生涯減額されたままの年金額となります。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 在職中は所得に応じて年金の一部又は全部が停止になる場合があります（老齢基礎年金は支給されます）。
- 事後重症などによる障害厚生（基礎）年金や寡婦年金は受けられません。
- 遺族厚生（共済）年金の支給を受ける場合、併給調整により受給中の繰上げ支給の老齢厚生年金及び老齢基礎年金は支給停止となります。
- 繰上げ請求を行うと、65歳到達時に繰下げの申出ができません。

退職年金（退職等年金給付）の繰上げ請求

平成27年10月から1年以上の組合員期間があり、かつ退職されている方は、60歳から『退職年金』も繰り上げて受給することができます。

また、厚生年金等と同時に繰上げ請求する必要はありません。

退職年金を繰上げ請求する場合、老齢厚生年金のように減額率を計算するのではなく、給付算定基礎額に対する利子が繰上げ請求月の前月までになります。

なお、短期組合員の方は、厚生年金は日本年金機構で加入するため、退職年金は発生しません。

※短期組合員で繰上げ請求を検討されている方は、日本年金機構にお問い合わせください。

Summer!ビア2025

飲み放題とバイキング食べ放題

暑い夏は涼しくて快適なビアホールで決まり!!

令和7年 7/18(金) 8/1(金) 時間 18:30~21:00

2日限り/ 前売券 大人 4,200円 (税込) ●小学生1,700円 ●未就学児は無料

前売券は予約受付終了日までに当館1階フロントにてご購入ください。

当日券 ●大人4,500円 ●小学生2,000円 ●未就学児は無料 ※中学生は大人料金となります。

■ご予約受付開始日 令和7年6月13日(金) <受付終了日は各開催日の3日前>

ご予約はお早めに 定員に達し次第終了とさせていただきます

※写真はイメージです。

ご予約はこちらまで (先着順) TEL 089-945-6311 Mail kyosai-beer@wine.ocn.ne.jp

えひめ共済会館 最新情報やアクセスはこちらから

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5丁目13番地1

えひめ共済会館からのお知らせ

ネット予約は **現地決済** をお選びください!

いつもえひめ共済会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

先日より、インターネット予約における事前決済を選択可能といたしましたが、**愛媛共済会館 利用助成の適用を希望されるお客様は現地決済をお選びいただくようお願い申し上げます。**

事前決済を選択されますと、チェックイン手続きにお時間を頂戴いたしますのでご注意ください。また、事前決済されていることが事前に判明した際は、ご連絡をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

皆さまのご利用を職員一同お待ちしております。



お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和7年5月末現在)

◎所属所数	42
◎組合員数	22,149人
男	10,765人
女	11,384人
◎平均標準報酬月額(短期)	314,753円
◎被扶養者数	14,803人
(含任継)	内249人
◎任意継続組合員	531人
◎年金受給者数	19,359人